

## 小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成18年11月21日(火)午後7時~午後7時30分  
場所 小田原市役所 議会全員協議会室

### 2 出席した教育委員の氏名

- 1番委員 山田浩子  
2番委員 青木秀夫 (教育長)  
3番委員 桑原妙子  
4番委員 安藤實英 (教育委員長)  
5番委員 横田俊一郎 (教育委員長職務代理者)

### 3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

- |          |      |
|----------|------|
| 学校教育部長   | 鈴木紀雄 |
| 生涯学習部長   | 鈴木敏  |
| 生涯学習部次長  | 清水清  |
| 教育政策課長   | 曾我勉  |
| 学校教育課長   | 椎野美乃 |
| 学校保健課長   | 椎野繁雄 |
| 生涯学習政策課長 | 中村悟  |
| 青少年課長    | 石川俊一 |
| スポーツ課長   | 守屋良治 |
| 学校教育課長補佐 | 剣持清和 |

(事務局)

- |               |      |
|---------------|------|
| 教育政策課教育政策担当主査 | 杉山博之 |
| 教育政策課主査       | 前島正  |

#### 4 議事日程

日程第1 報告第5号 事務の臨時代理の報告について(条例案)(生涯学習政策課、スポーツ課)

日程第2 報告第6号 事務の臨時代理の報告について(補正予算案)(教育政策課、学校教育課、学校保健課、生涯学習政策課、青少年課)

#### 5 議事の概要

(1) 委員長開会宣言

(2) 会議録署名委員の決定...横田委員、桑原委員に決定

(3) 報告第5号 事務の臨時代理の報告について(条例案)(生涯学習政策課、スポーツ課)

提案理由説明...教育長、生涯学習政策課長、スポーツ課長

青木教育長...それでは、報告第5号「事務の臨時代理の報告について」を御説明申し上げます。市議会12月定例会に係る教育委員会関係の条例案について、市長に対し意見の申し出をいたしました。

これは、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第14号に基づく当会議の付議事項であります。急施を要し、会議を開くことができませんでしたので、同規則第4条第1項の規定により、事務を臨時に代理させていただきました。ついては、同条第2項の規定により、御報告するものでございます。

細部につきましては、所管課長から御説明申し上げます。

生涯学習政策課長...それでは、私から報告第5号の内、「小田原市生涯学習センター条例の制定」及び「小田原市公民館条例の廃止」について御説明申し上げます。

まず、小田原市生涯学習センター構想につきましては、平成4年の「おだわら21生涯学習プラン」に位置付けてから、現在の総合計画「ビジョン21おだわら後期基本計画」においても「市民の生涯学習活動を支援するため、中央公民館を生涯学習センターとして位置付け、生涯学習活動の総合拠点としての機能を整えます。」と引き続き位置付けております。

近年における「少子高齢化社会の進行」や「高度情報化の進展」などの社会情勢の変化を受け、生涯学習センターの開設が急務となってきましたことから、後期基本計画の策定作業と並行して、小田原市公民館運営審議会や小田原市生涯学習センター準備委員会での検討・協議を経て、現在、様々な準備を進めているところであります。このたび、平成19年4月の開設に向けて、小田原市生涯学習センターの管理等に関し、必要な事項を定める条例を制定するものでございます。

それでは、恐れ入りますが、お手元の資料2枚目の条例案のページをご覧ください。ただきたいと存じます。まず、制定の理由でございますが、市民の学習活動、文化活動その他の生涯学習に資する活動を総合的に支援し、もって生涯学習の振興を図ることを、小田原市生涯学習センターの設置目的といたしまして、その設置、管理等に関し、必要な事項を定めるものでございます。条例の内容でございますが、第1条及び第2条におきましては、その設置目的並びに施設の名称及びその位置を規定したものであります。

「小田原市生涯学習センター」とは、小田原市生涯学習センター本館、小田原市生涯学習センター国府津学習館並びに小田原市生涯学習センター豊川分館、下曾我分館、上府中分館、曾我分館、片浦分館、大窪分館及び橘分館のすべての総称となっております。次に、第3条におきましては、生涯学習センターは生涯学習に関する情報提供及び学習相談の支援を行うことや、他の施設や機関などとの生涯学習に関する総合的な連絡調整、また生涯学習に関する調査及び研究を行うことなど事業内容を定めております。次に、第4条におきましては、開館時間を、第5条では、休館日を定め、第6条におきましては、施設の使用許可について、生涯学習センターの施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならないと定めるものでございます。また、第7条及び別表におきましては、使用料について定め、センター本館、センター国府津学習館、センター分館、それぞれの施設の使用料を徴収するものでございます。

恐れ入れますが、資料の4ページ別表の1のセンター本館使用料の上段を御覧ください。

ここでは、センター本館のホール及び舞台の使用に当たって入場料、会費

を徴収する場合には、規定料金の2倍に相当する額を徴収することとしております。なお、小田原市公民館条例にありました、「市民以外の者が使用する場合の使用料は規定料金の2倍に相当する額を徴収する。」との規定は、本条例では設けておりません。次に、第8条から第14条までは、使用料の減免、使用料の不還付、使用許可の取消し等、目的外使用等の禁止、特別の設備、原状回復、入館の制限等、生涯学習センターの使用、管理等に関し必要な事項を定めるものでございます。なお、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。また、この条例の施行に伴いまして、「小田原市公民館条例」につきましては、廃止するものでございます。以上で、「小田原市生涯学習センター条例の制定」及び「小田原市公民館条例の廃止」についての説明を終わらせていただきます。

スポーツ課長...引き続きまして、体育施設条例及び小田原市総合文化体育館条例の改正について一括説明させていただきます。

この条例改正案は、市議会12月定例会に提出予定のものであります。はじめに、資料「小田原市体育施設条例の一部を改正する条例」をご覧ください。

改正内容としましては、この条例に規定している施設のうち城内弓道場の使用料を改定するものであります。城内弓道場は、平成17年3月に現地再建を行い施設面の充実が図られ利用者の利便性が向上した反面、施設が新しくなったことで電気料等の維持管理にかかる経費が増加したことから、受益と負担の適正化の観点から使用料を引き上げるための料金改定を行うものであります。改定率といたしましては、維持管理費の増加額に相当する20%としております。

主な使用区分の使用料をご説明いたしますと、1ページ中ほどにございますが、第8条に規定する高校生以外の者の年間使用料をこれまでの1,800円から2,100円とするほか、1ページの下から4行目にございます、個人の共用使用料を市民の場合はこれまでの100円から120円にするものでございます。また、大会等での専用使用料の料金、これは貸切りの場合の料金でございますが、こちらも20%の改定を実施するものであります。2ページの一番下、附則をご覧ください。施行日につきまして

は、平成19年4月1日としております。

次に、資料「小田原市総合文化体育館条例の一部を改正する条例」をご覧ください。

改正内容につきましては、現在、午前は9時～12時、午後は13時から17時、夜間は18時～21時30分の3つの区分となっている使用時間区分を1時間単位に細分化するほか、研修室・大会議室及び小会議室の使用料を営利目的で使用する場合の使用料の倍率を新たに設定するものであります。使用時間区分の細分化については、現在の使用実態を見ると使用されていない時間帯、特に、夜間においては19時以降の使用が多く、それまでの時間が使用されていない実態がございます。そのようなことから、これまで利用を不可としてきた時間帯、12時から13時と17時～18時の時間帯を利用できるようにすることによって使用者の利便性の向上を図ろうとするものであります。

1ページの上から7行目をご覧ください。使用料金につきましては、平日のメインアリーナ4分の1面の1時間あたり使用料は、現行と同額の700円とし、改定は行わないものです。

2ページの7行目をご覧ください。定会議室の倍率設定については、研修室等において条例制定時には想定していなかった展示即売会等の営利目的の利用が多いことから、その使用料について通常の使用とは別に倍率を設定するものです。

倍率としましては、同様の目的でメインアリーナやサブアリーナを使用した場合と同じ倍率にするもので、営利目的で入場料を徴収する場合は2.5倍、営利目的で入場料を徴収しない場合は6倍、非営利目的で入場料を徴収する場合は3倍とするものです。

4ページの一番下の附則をご覧ください。施行日については、この条例につきましても平成19年4月1日からとするものです。

以上を持ちまして説明を終わらせていただきます。

桑原委員...この条例にある生涯学習センターと現在の公民館との関係はどうなっているのですか。

生涯学習政策課長...現在の中央公民館を条例上廃止しまして、新たに生涯学習センターと

いう名称で設置するものでございます。建物自体は同じものとなりますが、内容として情報提供機能などの新たな機能を付け加えることにより生涯学習に対するニーズにこたえるものでございます。

(その他質疑・意見等なし)

(4) 報告第6号 事務の臨時代理の報告について(補正予算案)(教育政策課、学校教育課、学校保健課、生涯学習政策課、青少年課)

提案理由説明...教育長、教育政策課長、学校教育課長、学校保健課長、生涯学習政策課長、青少年課長

青木教育長...それでは、報告第6号「事務の臨時代理の報告について」を御説明申し上げます。市議会12月定例会に係る教育委員会関係の補正予算案について、市長に対し意見の申し出をいたしました。

これは、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第14号に基づく当会議の付議事項であります。急施を要し、会議を開くことができませんでしたので、同規則第4条第1項の規定により、事務を臨時に代理させていただきました。ついては、同条第2項の規定により、御報告するものでございます。

細部につきましては、所管課長から御説明申し上げます。

教育政策課長...それでは、報告第6号「事務の臨時代理の報告について」のうち、教育政策課における12月補正予算案についてご説明させていただきます。

資料、平成18年12月補正予算要求概要の歳出から説明させていただきます。資料、2つ目のます内の、(項)中学校費、(目)学校管理費、学校管理経費のうち、工事請負費であります。学校校舎では経年劣化から外壁の仕上げ材であるモルタルなどが剥がれ落下するケースもたびたびあります。順次、改修工事を実施しているところでありますが、今回改修工事を計画している城北中学校校舎の東面外壁は、昭和50年3月及び昭和51年3月に建てられたものですが、外壁に亀裂やモルタルの剥離が複数発見され、現場は通行止めになっている状況です。

そこで、生徒等が安全に学校生活を送ることが出来るよう外壁の落下防止策を早急に進めておく必要があることから、外壁改修、面積にすると511㎡になりますが、工事請負費を12月補正予算として要求いたしました。以上で教育政策課所管における12月補正予算案の説明を終わります。

学校教育課長...引き続き、学校教育課所管の補正予算の概要についてご説明いたします。

「歳出」のうち、1段目及び3段目を御覧いただきたいと存じます。(項)小学校費(目)教育振興費及び(項)中学校費(目)教育振興費の「特殊教育就学奨励費」につきましては、特殊学級に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費や給食費等を給付するもので、国庫補助対象事業でございます。

当事業については、平成18年10月から、今まで「児童福祉法による障害児施設措置費」として教育費等が支給されていた障害児施設入所児童に対して、この措置費が一部廃止されたことに伴い、新たに当事業で支給するよう、制度改正がされました。この制度改正及び申請者増に伴い、小学校においては、18年度当初65人の給付を見込んでおりましたが、当初比5人増の70人が給付対象者となることを見込まれますので、不足分の6万3千円を計上いたしております。

中学校におきましても、年度当初30人の給付を見込んでおりましたが、最終的には15人増の45人が給付対象者として見込まれますので、不足分の4万8千1百円を計上いたしました。

次に、「要保護及び準要保護児童及び生徒援助費」につきましては、経済的理由により就学が難しい児童及び生徒について学用品費や給食費等を給付するもので、「要保護児童及び生徒援助費」は国庫補助対象事業でございます。学校教育課が所管いたします学用品費等では、小学校において、平成18年度当初832人の給付を見込んでおりましたが、申請者数の増加により、当初比124人増の956人が援助対象者となることを見込まれますので、不足分の3百78万9千円を計上いたしております。このうち、「要保護児童援助費」の不足分は、18万8千円でございます。

中学校におきましても、年度当初464人の給付を見込んでおりましたが、最終的には53人増の517人が援助対象者として見込まれますので、不

足分の38万6千円を計上いたしました。

「歳入」につきましては、「特殊教育就学奨励費」及び「要保護児童援助費」におきまして、国庫補助金として、それぞれ2分の1を計上いたしましたものでございます。

以上で学校教育課所管における12月補正予算案の説明を終わります。

学校保健課長...続きまして、学校保健課が所管いたします給食費およびめがね扶助費についてご説明いたします。まず給食費については、小学校において、年度当初832人分の給付を見込んでおりましたが、学用品費等と同様、申請者の増加に伴い、最終的には124人増の956人が援助対象として見込まれますので、不足分の591万7千円を計上いたしました。

中学校におきましても、年度当初464人分の給付を見込んでおりましたが、最終的には53人増の517人が援助対象として見込まれますので、不足分の239万9千円を計上いたしました。

次に、めがね扶助費についてですが、これは学用品費、給食費等と同様に、経済的な理由で必要とするめがねを購入することが困難な児童・生徒に対し、めがね製作にかかる検眼料およびめがね代を援助するもので、裸眼視力片眼0.7未満、あるいは、現在めがねを使用しているが矯正視力が0.7未満である児童・生徒を対象に、めがね代18,000円を上限に給付しているものです。これについては、小学校において、平成18年度当初45人分の給付を見込んでおりましたが、申請者数の増加により、当初比25人増の70人が援助対象として見込まれますので、不足分の40万8千円を計上いたしました。

また、中学校におきましても、年度当初40人分の給付を見込んでおりましたが、小学校同様申請者数の増加により、当初比27人増の67人が援助対象として見込まれますので、不足分の41万円を計上いたしました。

よって、学校保健課分としましては、小学校で、給食費591万7千円と眼鏡扶助費40万8千円の合せて632万5千円を、中学校では、給食費239万9千円と眼鏡扶助費41万円の合せて280万9千円を計上するものです。

以上で学校保健課所管における12月補正予算案の説明を終わります。

生涯学習政策課長...続きまして、平成18年度12月補正予算要求のうち生涯学習政策課所管分の概要につきまして御説明申し上げます。

補正予算内容につきましては、(項)社会教育費、(目)公民館費にかかる生涯学習センター準備経費として、50万円を計上したものでございまして、その内訳は、平成19年4月の開館に向けて、PR用パンフレットの作成経費及び学習情報提供、学習相談支援窓口用のパソコン及び関係備品の購入経費と配備工事に係る経費を計上したものでございます。

以上で生涯学習政策課所管における12月補正予算案の説明を終わります。

青少年課長...続きまして、平成18年度12月補正予算要求のうち青少年課所管分の概要につきまして御説明申し上げます。補正予算の内訳としましては、(項)社会教育費、(目)青少年対策費にかかる50万円を計上したものでございます。青少年の文化・スポーツに関する奨励金に関しましては、予算額600千円のうち、11月14日現在で16件、146人、55万1千円を支出しております。今後の見込みとしましては、平成18年総合体育大会のソフトボール・陸上、平成18年度全国高校総合体育大会のソフトボール、第46回全国中学校水泳大会、第29回JOCジュニアオリンピック、第59回全国合唱コンクール等18件が予定されております。

以上で青少年課所管における12月補正予算案の説明を終わります。

桑原委員...教育振興費について、生徒の援助費が見込んでいたのより多くなってしまったのは、当初の見込みが少なかったのか、それとも何か別の要因があったのでしょうか。

学校教育課長...見込みより多くなった理由については、制度の周知をすることにより申請が多くなったこと、また、経済上の困窮者が増えたことが大きな要因と考えられます。

(その他質疑・意見等なし)

(5)委員長閉会宣言

平成18年12月21日

委 員 長

署名委員（横田委員）

署名委員（桑原委員）